

# 国民健康保険加入のみなさんへ

被保険者証を郵送します  
(11月は被保険者証の更新月)

新しい被保険者証を11月下旬に簡易書留でお送りします。(役場で更新の手続きをしていただく場合もあります。)  
現在お持ちの被保険者証は同封の封筒で、12月1日以降に、役場健康福祉課へ返送してください。

## 国民健康保険税

保険税は大切な財源です。病院など保険医療機関にかかった時の医療費については、保険医療機関の窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんから納めていただく保険税でまかなわれています。保険税は必ず期限内に納めてください。  
保険税を滞納すると

特別な事情もないのに保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を交付することがあります。  
また、1年以上滞納すると被保険者証を返してもらい、かわりに「資格証明書」が交付されることがあります。「資

格証明書」で保険医療機関にかかる時の医療費は、一旦全額が自己負担となり、後日、申請により7割または8割が払い戻されます。  
それでもなお滞納が続くと、保険の給付(特別療養費・療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費など)の一部または全部を差し止めることがあります。

非自発的の失業者の方へ  
会社を退職された理由が会社都合の場合、国保税の軽減制度があります。該当すると思われる方は、ご相談ください。  
納付が困難な時はご相談を、災害などのやむを得ない理由により納付が困難な時は、早めにご相談ください。減額や免除を受けられる場合があります。

健康づくりの一環として次の保健事業を実施しています。人間ドックの助成

## 国保の保健事業

【対象者】  
・ 35歳以上の国保の被保険者で、受診日に75歳に年齢到達していない方

・ 健保の被扶養者で 満35歳以上40歳未満の方  
(の年齢は平成23年4月1日現在)  
脳検査の助成

【対象者】  
・ 国保の被保険者で 満40歳以上の方  
・ 健保の被扶養者で 満40歳以上の方

(の年齢は平成23年4月1日現在)  
特定基本健診の実施  
11月27日(日)、未受診者を対象に、特定基本健康診査を実施します。本年度、健診を一度も受けていない方は、申し込んでください。申し込みは、既に配布済みの用紙を使用してください。電話申し込み、当日の申し込みはできません。FAX(22・7566)での申し込みは可能です。なお、同一年度内に人間ドックと特定健診を重複して受診することはできません。

医療費を大切に  
医療費は年々増加しています。医療費が増加すると、その費用を補うために保険税を引き上げなければなりません。健診を受けるなど普段から予防に努めることはもちろん、医療機関で受診する時のちょっとした心がけで医療費の節約につながります。

## 国保のはなし

例えば・・・  
日常的な病気の治療や相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。  
緊急時以外の夜間・休日の受診は控えましょう。  
「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。ジェネリック医薬品は、新薬に比べ開発コストが少ないので安価です。  
同じ病気で複数の医療機関にかかる「重複受診」は控えましょう。  
整骨院や接骨院を利用するときは  
最近では、整骨院や接骨院を利用する方が増えていますが、柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険証が使える場合と使えない場合があります。

約につながります。  
例えば・・・  
日常的な病気の治療や相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。  
緊急時以外の夜間・休日の受診は控えましょう。  
「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。ジェネリック医薬品は、新薬に比べ開発コストが少ないので安価です。  
同じ病気で複数の医療機関にかかる「重複受診」は控えましょう。  
整骨院や接骨院を利用するときは  
最近では、整骨院や接骨院を利用する方が増えていますが、柔道整復師の施術を受ける場合、国民健康保険証が使える場合と使えない場合があります。

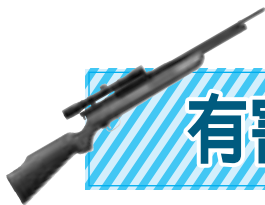
健康保険証が使える場合  
急性などの外傷性の捻挫や打撲・骨折・脱臼の応急手当など  
健康保険証が使えない場合  
・ 日常生活からくる疲労、肩こり・腰痛など  
・ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療  
・ あんま・マッサージ代わり  
の施術を受ける時の注意事項  
外傷性の負傷でない場合や

健康保険証が使える場合  
急性などの外傷性の捻挫や打撲・骨折・脱臼の応急手当など  
健康保険証が使えない場合  
・ 日常生活からくる疲労、肩こり・腰痛など  
・ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療  
・ あんま・マッサージ代わり  
の施術を受ける時の注意事項  
外傷性の負傷でない場合や



労働災害による負傷などは健康保険が使えません。何が原因なのか、負傷の原因を正しく伝えましょう。  
「療養費支給申請書」は、整骨院や接骨院等が施術を受けた本人に代わって療養費を保険者(国保)に請求するための重要な書類です。記載された内容を確認しましょう。  
治療が長引く場合は、一度医師の診察を受けましょう。  
ご協力をお願いします  
治療にかかった後で保険適用が認められない場合は、全額自己負担になります。柔道整復師へのかかり方を正しく理解することは、医療費の適正化にもつながります。  
また、申請内容確認のため、役場国民健康保険係から電話で照会をさせていただく場合があります。  
ご協力をお願いします

お問い合わせ先  
健康福祉課 国保医療係  
(内線355・356)  
税務課 国保税係  
(内線345)



# 有害鳥獣による農作物被害の防止対策



## シカ

兵庫県における分布の中心は南但馬地域及び西播磨地域ですが、人里周辺の環境変化や積雪量の減少、個体数の増加などによって、分布は南北に拡大しています。町内では、北部の山間部で食害が増加しています。

防護柵を有効に機能させましょう。

- 柵の新設は、柵の種類や設置場所、維持管理について、集落全体で事前に十分協議しましょう。
- 既設の柵は、破損箇所や出入口のチェックなど定期的なメンテナンスを実施しましょう。
- 電気柵は定期的な電圧チェックと漏電防止のための草刈り、ワイヤーのたるみを点検しましょう。

冬場のエサ源

(野菜クズ・  
おぼ 畦草など)

を減らしましょう。



【平成22年度福崎町有害鳥獣捕獲頭数】 単位：頭・匹

獣種	捕獲方法	銃器	わな	合計
シカ		45	19	64
イノシシ		7	17	24
アライグマ		-	37	37
ヌートリア		-	8	8

(シカとイノシシは狩猟期間を除く頭数です)

## クマ

但馬地域を中心にツキノワグマが生息し、秋から冬眠までは餌を求めて人里への出没が多い時期です。昨年は、町内でもクマの目撃がありました。特に、今年クマのエサとなるドングリ類が凶作で、12月中旬の冬眠まで警戒が必要です。

山に入る時には、鈴やラジオなど音が出るものを携行して、こちらからクマに居場所を知らせ、出会い頭の事故を避けるよう心がけましょう。

集落内の柿の実がクマを誘引するため、早めに収穫するか、不要な場合はできる限り処分しましょう。



## イノシシ

人との接触の機会が多くなると、徐々に人なれしていきます。一部の人の餌付けが重大な事故につながることもありますので、次の点に注意してください。



ごみ捨てのマナーを守り、生ごみなどを屋外に長時間放置しないようにしましょう。農作物の収穫残や収穫後の稲のヒコバエなどの適正な管理を行いましょう。イノシシの隠れ場所となる農地と山との間のシゲミをなくすことも効果的です。

## ヌートリア

河川やため池、水田、その周辺の雑木林に生息しています。泳ぎが得意で5分程度の潜水が可能です。水稲を中心に農作物被害が多く、水田では畦の破壊による漏水が発生して危険です。

誘引物(野菜クズや生ごみ)の除去を徹底しましょう。

水辺付近の草刈を定期的に行い、隠れ場所や侵入ルートを少なくしましょう。

## アライグマ

平地から山地まで幅広く生息し、特に水辺環境を好みます。民家の屋根裏や社寺などを住処にする<sup>すみか</sup>こともあります。鋭い爪や歯を持ち、引っかかりたり噛みついたりする攻撃的な面もあります。町内では、中国自動車道より北側のエリアで多く生息が確認されています。



誘引物(果樹クズやペットのエサなど)の除去を徹底しましょう。

屋根裏への侵入防止のため、建物のすきまや穴をできるだけふさぎましょう。



目撃情報の提供や捕獲用オリの管理など、農家と猟友会が連携して、効果的な駆除活動を進めましょう。

(産業課)

## 農業委員会組織についてご紹介

農業委員会は、昭和26年に農業委員会法の制定によって、従前の農地委員会、農業調整委員会および農業改良委員会の3委員会を統合して発足した行政委員会です。

農業委員会制度は、昭和29年、昭和32年および昭和55年の3度にわたる大きな法律改正に続き、平成16年には組織のスリム化、業務運営の効率化・重点化の観点から法律改正が行われました。

昭和29年の改正で、都道府県農業会議が設立されました。また、昭和55年改正で、いわゆる農地3法（農用地利用増進法の制定、農地法および農業委員会法の一部改正）のなかで、農業の構造政策の推進における農業委員会の果たすべき役割が明確化されました。

その後、平成4年の「新政策」、平成5年の農業経営基盤強化促進法の制定、平成11年の食料・農業・農村基本法の制定、平成21年の改正農地法等の施行など、農業委員会には一貫して優良農地の確保・有効利用と担い手の育成・確保に向けた取り組みが、大きな役割として位置づけられています。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（産業課内・内線394）



### 公共下水道 供用開始区域が拡大

11月1日から、中島地区(一部を除く)で下水道の供用が開始されました。

対象となるご家庭には、下水道課から供用開始の通知を送付しています。「福崎町下水道排水設備指定工事店」で下水道への接続工事をしていただくをお願いします。

宅内の下水道工事は、福崎町下水道条例により指定工事店のみが施工できるようになっています。指定工事店一覧は、役場下水道課または町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 下水道課 管理係(内線312)

### 『ため池教室』開催！

10月4日、板坂自治会主催により、烏ヶ岡池において、「みんなのため池教室」が開催されました。高岡小学校の3、4年生27人が招待され、まずはため池に入って魚捕りに挑戦。泥と格闘しながら、たくさんの魚を捕りました。その後、学校へ会場を移し、捕獲した生き物について、みんないきいきと楽しく学習をしました。

ため池は、憩いの場であるとともに危険も潜んでいます。

ため池には必ず大人といっしょに行くようにしましょう！

(産業課)



### 今年もまもなく狩猟のシーズン！

11月15日～翌年2月15日 解禁

ニホンジカとイノシシについては、兵庫県全域で3月15日まで猟期が延長されています。

**入山者(ハイカー)のみなさんへ** 目立つ服装を心がけましょう！

山の中へ入る際は、目立つ服装を心がけ、音の出るもの(ラジオなど)を携帯しましょう。白色タオルはシカと間違えられやすいため、使用を控えてください。

土・日・祝日は、狩猟者が集中します。特に注意してください。「わな」は非常に危険です。設置の看板(標識)がある場所へは近づかないでください。

**狩猟者のみなさんへ** ルールを守り、狩猟事故ゼロをめざしましょう！

ニホンジカについて、県全域で1日当たり無制限に捕獲できます。猟銃の発砲にあたっては、焦らずに必ず矢先の確認を行いましょう。また、こまめな脱包に努めましょう。

狩猟に出かける際は、目立つ服装や帽子の着用を心がけましょう。銃の持ち運び、車の中及び家での保管は、決められた正しい方法で行いましょう。

「わな」には決められた標識を付け、見回りを行いましょう。猟犬の管理を徹底し、狩猟の終了後、山中に放置することなく、必ず連れて帰りましょう。

猟場が人家近くではないか、入山者の入り込みがないかなど、事前に猟場の状況や特徴を十分に確認しましょう。

たき火やタバコの火には、十分な注意と後始末を心がけましょう。垣・さく等で囲まれた土地、作物のある土地で狩猟を行う場合は、土地所有者(占有者)の承諾を得ることが必要です。

(産業課)

## 11月・12月の行事予定

### 「あそびのひろば」

ぐりとぐら 毎月第1木曜日  
 12月1日(木) 10:00~11:00 文化センター 2階 和室  
 絵本の読み聞かせ、わらべうた、パネルシアターなど、親子でいっしょに楽しめます。

ドレミ 毎月第2木曜日  
 11月10日(木)・12月8日(木) 10:00~11:00  
 八千種研修センター  
 季節の歌を歌ったり、音に合わせてリズム遊び、身体遊びなどを楽しめます。

(問い合わせ先：子育て学習センター)

### おしゃべりティータイム

“食欲の秋!おいしく楽しく食べるには…”

日時：11月15日(火) 10:00~11:30  
 場所：文化センター 1階 和室  
 おやつ：ふかし芋、ハーブティー



食物アレルギーのある方は  
 申込時にお知らせください。  
 おやつ代として1人50円が必要です。

申込締切：11月11日(金)までに子育て学習センターへ  
 同じ部屋で託児をします。お母さん、お茶を飲みながら、しばしリフレッシュしませんか？

(問い合わせ先：子育て学習センター)



### ☆クリスマス会のご案内

おひさまらんどでお友達といっしょにクリスマス会を楽しみませんか？ミニツリー作りもします。

日時 12月13日(火)・21日(水)・22日(木)  
 いずれも10:00~11:30

場所 子育て支援センター  
 対象 就学前の子どもとその保護者  
 申込方法 子育て支援センターへ  
 定員 各日とも10組



### ★地域支援活動 “すきっぷひろば” 11・12月の予定

日程	実施場所	対象地区
11月4日(金)	北野公民館	北野・井ノ口
11月7日(月)	長目公民館	長目・中島・上中島
11月11日(金)	西野公民館	西野・吉田
11月14日(月)	桜公民館	桜・長野・神谷
11月18日(金)	板坂公民館	田口・板坂
11月21日(月)	新町公民館	新町
11月25日(金)	八反田公民館	西光寺・八反田・西野野垣内
11月28日(月)	辻川公民館	辻川
12月2日(金)	加治谷公民館	大門・加治谷・亀坪
12月5日(月)	南大貫公民館	東大貫・西大貫・南大貫
12月9日(金)	鍛冶屋公民館	鍛冶屋・小倉
12月12日(月)	高橋公民館	西治・西谷・高橋

時間はいずれも  
 10:00~11:00  
 対象地区以外の方も参加できます。



### 子育て学習センター (ともだちひろば)

開設日時  
 火・水・木・金曜日 9:00~15:00 } (祝日を除く)  
 第4土曜日 9:00~12:00 }  
 個別相談 毎月第3火曜日 10:00~14:00  
 11月15日(火)  
 相談員：木村才子さん

福崎町福田176-1(文化センター2階)  
 ☎22-7830 Fax22-2561

### 子育て支援センター (おひさまらんど)

開設日時  
 月曜日~金曜日 8:30~17:00 } (祝日を除く)  
 土曜日 8:30~12:30 }  
 個別相談 毎月第1火曜日 10:00~14:00  
 12月6日(火)  
 相談員：井手晴子さん

福崎町福崎新448-3(福崎幼稚園内)  
 ☎22-2308 Fax22-2313

子育て支援に関することはEメール ko-shien@town.fukusaki.hyogo.jp